

自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間新旧対照表

改正後	改正前
<p>自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 4 月 1 日設定) (令和 2 年 5 月 8 日改正) <u>(令和 6 年 4 月 1 日改正)</u></p> <p>第 1 「国定公園事業執行協議又は認可」(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 16 条第 2 項及び第 3 項)の審査基準は、「福岡県国定公園事業取扱要領」(平成 26 年 4 月 1 日付 25 自第 1836 号。以下「取扱要領」という。)第 <u>11</u> のとおりとする。ただし、宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、「自然公園法の「宿舎に関する国定公園事業に係る分譲型ホテル等の執行の協議又は認可」の運用指針及び細部解釈」(令和 2 年 3 月 6 日付)に定めるとおりとする。</p> <p>※ 標準処理期間 30 日</p> <p>第 2 「国定公園事業執行認可事項変更協議又は認可」(自然公園法第 16 条第 4 項において準用する自然公園法第 10 条第 6 項)の審査基準は、取扱要領第 <u>14</u> のとおりとする。</p> <p>※ 標準処理期間 30 日</p>	<p>自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 4 月 1 日設定) (令和 2 年 5 月 8 日改正)</p> <p>第 1 「国定公園事業執行協議又は認可」(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 16 条第 2 項及び第 3 項)の審査基準は、「福岡県国定公園事業取扱要領」(平成 26 年 4 月 1 日付 25 自第 1836 号。以下「取扱要領」という。)第 <u>9</u> のとおりとする。ただし、宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、「自然公園法の「宿舎に関する国定公園事業に係る分譲型ホテル等の執行の協議又は認可」の運用指針及び細部解釈」(令和 2 年 3 月 6 日付)に定めるとおりとする。</p> <p>※ 標準処理期間 30 日</p> <p>第 2 「国定公園事業執行認可事項変更協議又は認可」(自然公園法第 16 条第 4 項において準用する自然公園法第 10 条第 6 項)の審査基準は、取扱要領第 <u>13</u> のとおりとする。</p> <p>※ 標準処理期間 30 日</p>

第3 「国定公園事業の譲渡による承継の承認」(自然公園法第16条第4項において準用する自然公園法第12条第1項)の審査基準は、取扱要領第21のとおりとする。

※ 標準処理期間 30日

第4 「国定公園事業の合併または分割による承継の協議又は承認」(自然公園法第16条第4項において準用する自然公園法第12条第2項)の審査基準は、取扱要領第23のとおりとする。

※ 標準処理期間 30日

第5 「国定公園事業の相続による承継の承認」(自然公園法第16条第4項において準用する自然公園法第12条第3項)の審査基準は、取扱要領第25のとおりとする。

※ 標準処理期間 30日

第6 (略)

(新設)

第3 「国定公園事業の合併または分割による承継の協議又は承認」(自然公園法第16条第4項において準用する自然公園法第12条第1項)の審査基準は、取扱要領第19のとおりとする。

※ 標準処理期間 30日

第4 「国定公園事業の相続による承継の承認」(自然公園法第16条第4項において準用する自然公園法第12条第2項)の審査基準は、取扱要領第21のとおりとする。

※ 標準処理期間 30日

第5 (略)